

【資料 1】

令和 6 年度 伊勢市障がい者基幹相談支援センター利用状況

単位：人

会議・相談等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談支援 (来所・電話・メール・個別支援会議)	33	12	43	40	52	58	55	46	37	39	26	52	493
相談支援ネットワーク関係会議、 障がい福祉担当者会議	25	5	28	29	30	44	26	31	18	19	25	36	316
障がい者施策自立支援部会 関係会議	11	84	25	43	22	33	59	58	28	58	110	45	576

【資料 2】

令和6年度 伊勢市障がい者基幹相談支援センター業務実績

1. 総合的・専門的な相談支援

(1) 相談支援件数（延数）

	来 所	電 話 メール等	訪問同行等	個別支援 会議等	関係機関との 調整等	その他	計（件）
相談数	42	385	120	66	1,058	28	1,699

2. 地域の相談支援体制の強化、人材育成

(1) 障がい者相談支援ネットワーク関係者会議、障がい福祉担当者会議の運営

会議開催 35 回 参加者数 延 335 人

(2) 相談支援専門員の養成・育成に関する研修への協力

初任者講習および実習等の実施 12 回

3. 障害者の虐待防止と対応・対策

(1) 相談・通報状況

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者 等による虐待	計（件）
虐待に関する相談・通報受付	10	13	23

(2) 虐待防止・権利擁護研修

障害福祉サービス事業者を対象とした研修会の実施 1 回 参加者 50 人

4. 医療的ケア児等の支援に関する課題、ニーズ把握

医療的ケア児テーマ別会議の開催 8 回 参加者数 延 63 人

5. 地域生活定着支援センターとの連携強化

三重県地域生活定着支援センターと連携した地域生活支援 1 人

6. 伊勢市障害者施策推進協議会への参画

障害者施策推進協議会及び自立支援部会等の企画・運営への参画

会議数 76 回 参加者数 延 721 人

【資料3】

伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理者選定にかかる 「第一次選定採点表」「第二次（最終）選定採点表」

【審査方法】

- 1 審査・選定については、指定管理者選定委員会において行います。
- 2 審査は、第一次審査と第二次（最終）審査を実施します。
- 3 第一次選定は、次のとおり実施します。
 - （1）募集要項に従い提出された申請書類による審査を行います。
 - （2）第一次審査では、基本事項2項目が全て「○」となった場合に、審査項目（10項目・配点100点）について採点します。
 - （3）第一次審査の結果、採点総計が満点の70％に満たない場合は失格となり、第二次（最終）審査へ進むことはできません。
- 4 第二次（最終）審査は、次のとおり実施します。
 - （1）第二次審査の日時は、第一次審査終了後、対象者に通知します。
 - （2）募集要項に従い提出された申請書類等とあわせ、公開によるプレゼンテーション方式で面接審査を実施します。
 - （3）第二次（最終）審査では、面接審査の内容を含め、審査項目（24項目・配点200点）について採点します。
 - （4）第二次審査の結果、採点総計が満点の70％に満たない場合は失格となります。

【決定方法】

選定については、第一次選定での採点と最終選定での採点を合算し、次のとおり決定します。

- （1）第一次審査の採点と第二次（最終）審査の採点の合計点によって順位を付け、その順位を順位点〔注〕として付与します。
- （2）順位点の合計が最も低い応募者を指定管理候補者と決定します。
- （3）順位点の合計が同点の場合、第一次審査の採点と第二次（最終）審査の採点の合計点が高い応募者を指定管理候補者とします。さらに同点の場合は、抽選により決定します。

〔注〕 順位点は、採点の合計点の高い順に、1位は1ポイント、2位は2ポイント、3位は3ポイント（4位以降、同様にポイントを設定）を設定します。

伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理者選定にかかる「第一次選定採点表」

申請者名：_____

選定委員氏名 _____

項目		チェック	審査結果
基本事項	募集要項の「7 提出書類」で明記されている書類が遺漏なく揃っているか。 (×が1つ以上で、次の審査項目の得点はすべて0点とする)	○/×	
	募集要項の「4 指定管理料」に記されている上限額と比して、指定管理者が「様式 5」で提案した収支予算書の指定管理料が下回っているか。 (×が1つ以上で、次の審査項目の得点はすべて0点とする)	○/×	

(審査項目)

項目			審査の視点	配点	採点
事業計画書 / 収支計画書	① 伊勢市障がい者基幹相談支援センターの運営業務に関する事項	管理運営の基本方針	施設の特性や業務内容を理解し、施設の設置目的が達成できる方針となっているか	10	
		総合的・専門的な相談支援の実施についての具体的方策	障がい者の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に関し、具体策が考えられているか	10	
		地域の相談支援体制の強化の取組についての具体的方策	相談支援事業者の人材育成・支援の質の向上、地域の相談機関との連携強化に関し、具体策が考えられているか	15	
		権利擁護・虐待の防止についての具体的方策	障がい者の虐待防止の啓発、早期発見、適切な対応、成年後見制度の活用 of 支援に関し、具体策が考えられているか	10	
		伊勢市障害者施策推進協議会の運営等による地域づくりの取組についての具体的方策	各会議の運営、相談機関との連携強化の取組、障がい福祉分野以外の支援機関等との連携・協働の促進に関し、具体策が考えられているか	15	
	② 管理運営体制（組織及び人員）に関する事項	職員の数、勤務の形態	業務に支障が生じないよう、適切な職員数・勤務形態となっているか	5	
		職員の能力向上を図る研修の方針	福祉施設の職員として必要な知識や経験を積むことができる内容となっているか	10	
	③ 個人情報保護に関する事項	個人情報保護の具体的方策及び職員への守秘義務についての具体的方策	個人情報保護の重要性を理解しているか、漏えい・滅失の防止策は適切か、職員に対する教育は適切か	5	
	④ 収支計画の妥当性	市費負担額の軽減	管理に係る経費の縮減が図られ、市費負担額の軽減につながっているか 価格評価点＝最安値/見積額×配点 ※価格評価点は小数第1位を四捨五入	10	
	事業実績	⑤ 実績	①伊勢市の指定管理を受託したことがある者・伊勢市の指定管理受託時の評価	指定管理業務が適切に行われているか(伊勢市の指定管理業務評価表による)	10
②伊勢市の指定管理を受託したことがない者・類似業務等の受託実績(他自治体の施設でも可)			福祉施設の管理業務が適切に行われているか(事業実績及び評価書による)		
①,②のいずれにも該当しない者			他業務の実績による		
合計				100	

※指定管理者選定委員の採点総計が満点の 7 0 %に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

※⑤については①,②,③のいずれかで採点します。

【資料３】

伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理者選定にかかる「第二次（最終）選定採点表」

申請者名：_____

選定委員氏名 _____

(審査項目)											
項目				審査の視点			配点		採点		
事業計画書 / 収支計画書	①	施設等の効用の最大限の発揮と市民サービスの向上	伊勢市障がい者基幹相談支援センターの管理運営に関する事項	管理運営の基本方針	施設の特性や業務内容を理解し、施設の設置目的が達成できる方針となっているか	10	100				
				管理運営を希望する理由と目的	福祉施設を管理運営することへの熱意が感じられるか	5					
				利用者の意見、要望への対応	積極的に利用者の声の把握に努め、意見や要望に対し適正に対応する提案となっているか	5					
		伊勢市障がい者基幹相談支援センターの事業に関する事項	総合的・専門的な相談支援の実施についての具体的方策	障がい者の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に関し、具体策が考えられているか	10						
			地域の相談支援体制の強化の取組についての具体的方策	相談支援事業者の人材育成・支援の質の向上、地域の相談機関との連携強化に関し、具体策が考えられているか	15						
			地域移行・地域定着の促進の取組についての具体的方策	障がい者の地域移行にむけた普及啓発や地域生活を支えるための体制整備に関し、具体策が考えられているか	10						
			権利擁護・虐待の防止についての具体的方策	障がい者の虐待防止の啓発、早期発見、適切な対応、成年後見制度の活用支援に関し、具体策が考えられているか	10						
			医療的ケア児等の相談体制の整備についての具体的方策	医療的ケア児等に必要なサービスの総合的な調整、医療的ケア児等コーディネーター等との情報交換、症例検討の実施に関し、具体策が考えられているか	10						
			地域生活定着支援センターとの連携強化についての具体的方策	矯正施設を退所する障がい者の地域生活支援における地域生活定着支援センターとの連携に関し、具体策が考えられているか	10						
			伊勢市障害者施策推進協議会の運営等による地域づくりの取組についての具体的方策	各会議の運営、相談機関との連携強化の取組、障がい福祉分野以外の支援機関等との連携・協働の促進に関し、具体策が考えられているか	15						
	②	必要な人員基礎	管理運営体制（組織及び人員）に関する事項	職員の数、勤務の形態	業務に支障が生じないよう、適切な職員数・勤務形態となっているか	5	25				
				職員の能力向上を図る研修の方針	福祉施設の職員として必要な知識や経験を積むことができる内容となっているか	10					
			管理運営経費に関する事項	財政的基礎	施設を安定的・継続的に管理できる能力があるか	5					
				予算のチェック体制	予算の計上に際し、適正な審査や検討を行っているか	5					
	③	適切な維持管理	その他の事項	利用者の安全確保のための方策	安全を確保するための適切な維持管理が提案されているか	5	35				
				防犯・防災の具体的方策	防犯・防災対策は具体的かつ適切か	5					
				緊急時の対応	緊急時の対応・訓練は適切か、危機管理マニュアルや危機管理計画は作成されるか	5					
				個人情報保護の具体的方策及び職員への守秘義務についての具体的方策	個人情報保護の重要性を理解しているか、漏えい・滅失の防止策は適切か、職員に対する教育は適切か	5					
				情報公開への対応	情報は適正に管理されるか、開示請求などに対応できる体制となっているか	5					
				苦情・要望・トラブル対応についての方策	苦情・要望・トラブル対応の具体的な方策が提案されているか	5					
				虐待防止についての方策	虐待防止について具体的な方策が提案されているか	5					
				④	経費縮減	収支計画の妥当性					提案事業の実施の可否（事業を十分に実施できる収支計画になっているか）
	市費負担額の軽減（価格評価）	管理に係る経費の縮減が図られ、市費負担額の軽減につながっているか 価格評価点＝最安値/見積額×配点 ※価格評価点は小数第1位を四捨五入	10								
実績	⑤	事業実績	実績	①伊勢市の指定管理を受託したことがある者 ・伊勢市の指定管理受託時の評価	指定管理業務が適切に行われているか(伊勢市の指定管理業務評価表による)	20	20				
				②伊勢市の指定管理を受託したことがない者 ・類似業務等の受託実績(他自治体の施設でも可)	福祉施設の管理業務が適切に行われているか(事業実績及び評価書による)						
				①,②のいずれにも該当しない者	他業務の実績による						
				合計							200

※指定管理者選定委員の採点総計が満点の70％に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

※⑤については①,②,③のいずれかで採点します。

【資料 3 】 伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理者 第一次選定及び第二次（最終）選定 集計表

【採点】

応募団体名	第一次選定採点							第二次（最終）選定採点							総計						
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計 (ア)	一次 配点 合計 (イ)	得点率 (ア/イ)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	小計 (ウ)	最終 配点 合計 (エ)	得点率 (ウ/エ)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
〇〇〇〇																					
△△△△																					
□□□□																					

※得点率が70%未満は失格

※得点率が70%未満は失格

【順位点】

応募団体名	順位点					合計	総合 順位
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員		
〇〇〇〇							
△△△△							
□□□□							

※採点総計が同点の場合は、平均順位点をつける

【資料４】

「設置者と指定管理者のリスク分担表」

項 目	内 容	市	指 定 管理者
募集要項リスク	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
	申請書等、指定管理者が作成した書類に関するもの		○
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可等の変更等に係るもの（当管理運営業務に影響を及ぼすもの）	○	
	関係法令・許認可等の変更に係るもの（上記以外）		○
税制変更リスク	管理運営業務に影響を及ぼす税制変更によるもの	○	
	上記以外の一般的な税制変更によるもの		○
物価・金利等変動リスク	急激なインフレ、デフレにともなうコスト増減にともなうもの	○	
	金利変動によるもの		○
政治リスク	首長の交代、政策方針の転換、市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更、コスト増大によるもの	○	
	管理運営期間中の市議会における予算執行停止等によるもの	○	
個人情報漏洩リスク	市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
支払遅延リスク	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金などの発生		○
瑕疵・不履行リスク	協定書で定めるサービスのレベル、或いは成果が下がった場合		○
	市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	指定管理者の事業放棄、経営破たんによるもの		○
施設維持管理リスク	施設構造に起因するもの	○	
	経年劣化による施設・設備の損傷	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
管理運営計画リスク	管理運営の実施計画の不備等に関するもの		○
不可抗力リスク	天災・暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由によるもの	○	
	第三者の行為から生じたもの	○	
自主事業リスク	自主事業の運営に関するもの		○
地域・利用者リスク	周辺住民との協調に関するもの		○
	施設設置、管理運営業務内容に対する施設利用者からの反対、訴訟、要望に関するもの	○	
	管理運営業務に関し施設利用者への対応に関するもの		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰する事由のもの		○
	上記以外のもの	○	
指定期間終了時リスク	指定管理者の指定期間が終了した場合、または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○
第三者侵入、盗難などセキュリティリスク	基幹相談支援センター開所中によるもの		○
	上記以外のもの	○	
利用者事故リスク	指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○
	上記以外のもの	○	
その他	市の責めに帰すべき事由のもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○

【資料5】

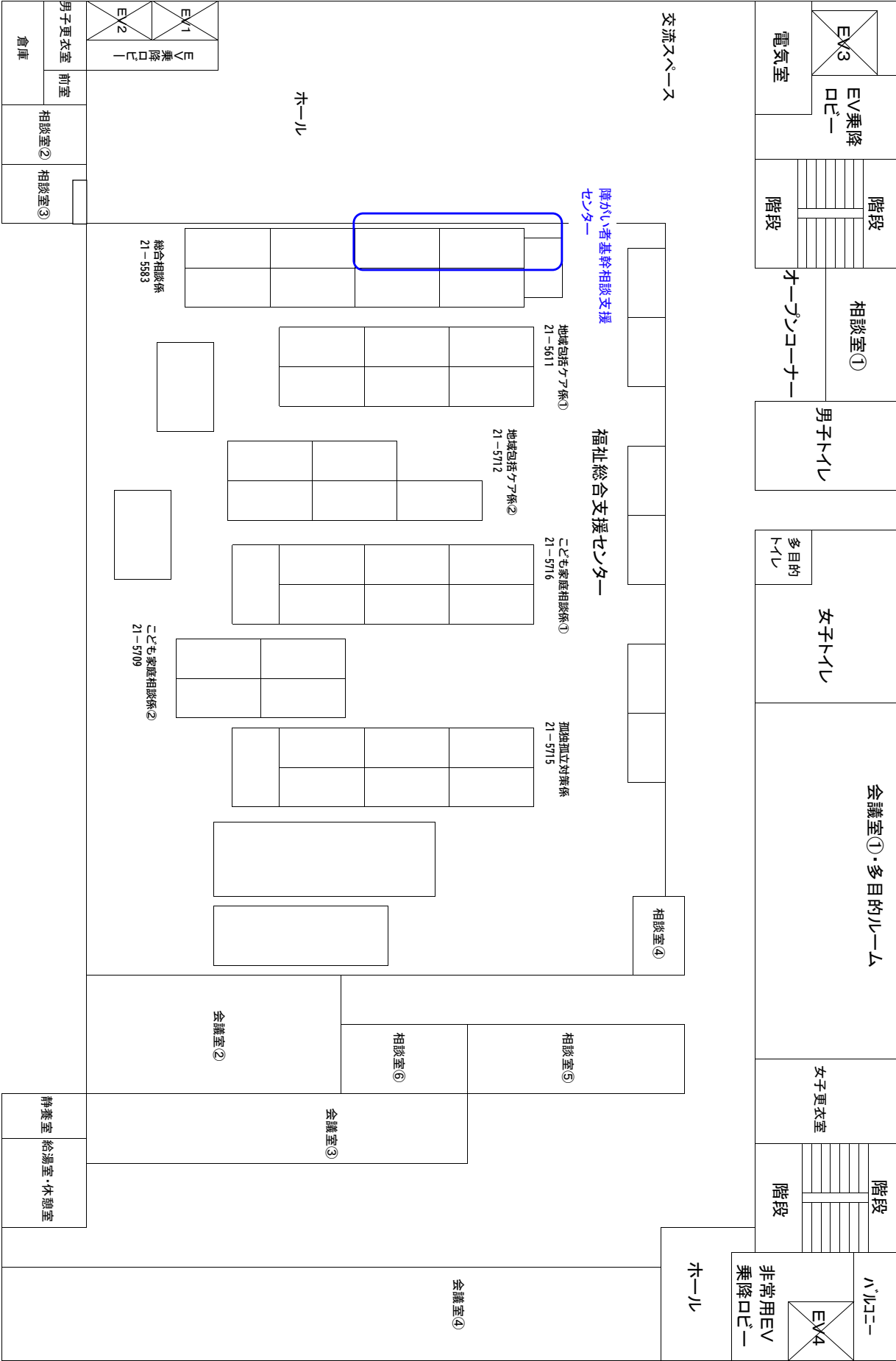
令和7年度 伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理者制度導入スケジュール

内容	年月日	時間
募集要項の配布	令和7年6月20日（金）から 令和7年7月3日（木）まで	午前8時30分 から 午後5時15分 まで
施設案内会及び応募者説明会	令和7年7月10日（木）	午後1時00分 から 午後2時00分 まで
質問書の受付	令和7年7月10日（木）から 令和7年7月16日（水）まで	午前8時30分 から 午後5時15分 まで
質問書の回答（予定）	令和7年7月18日（金）まで	
審査応募書類の受付	令和7年7月22日（火）から 令和7年8月18日（月）まで	午前8時30分 から 午後5時15分 まで
第一次審査	令和7年8月下旬	
第二次（最終）審査の通知	令和7年9月中旬	
審査結果の通知	令和7年9月下旬	
指定管理者の指定	令和7年12月下旬	
指定管理者との協定締結	令和8年1月頃	
業務開始	令和8年4月1日	

※ 上記は令和7月6月現在の予定です。 日程変更をすることもありますので、ご了承ください。

伊勢市障がい者基幹相談支援センター平面図

健康福祉ステーション階



【資料7】

伊勢市障がい者基幹相談支援センター指定管理料内訳

【指定管理料（消費税込）】

(単位：円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人件費 ※上限額	19,740,000	19,740,000	19,740,000
運営費	2,550,000	2,550,000	2,550,000
指定管理料上限額 計	22,290,000	22,290,000	22,290,000
総計	66,870,000		